平成26年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施		設	名	新潟市市之瀬運動広場
管	理	者	名	荻川コミュニティ振興協議会 指 定 期 平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日
担		当	課	秋葉区役所地域課
所		在	地	新潟市秋葉区市之瀬746番地1
根	拠	L 法	令	スポーツ基本法
設	置	条	例	新潟市体育施設条例
施	: 設	. 概	要	市之瀬運動広場 敷地面積 24,000㎡ 多目的グラウンド (野球場2面・サッカーコート1面・陸上トラック・テニスコート・ゲートボールコート) 芝生広場

施 設 設 置 目 的

スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。

管理・運営に関する基本理念,方針等

- (1) 新潟市体育施設条例(以下「条例」という。)に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。
- (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用が確保すること。
- (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。
- (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。
- (5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。
- (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。
- (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。
- (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
	広報の充実	・HP等による毎月の情報 提供	2~3ヵ月に1回	В	適切な情報提供が なされている。
	基準利用者数の達成	-年間10,000人以上	14,055人	Α	目標を大幅に達成している。
市民	基準稼働率の達成	·全体育施設平均利用率 55%以上(利用日数/開 館日数)	30.1% (12~2月は除外)	С	目標を下回っている。
	設置目的に合致したサー ビス提供	・施設や指定管理者の特色を生かした事業の実施	利便性の向上 に努めた	В	施設の利便性向上につながった。
	地域連携	・地域と連携した事業の 実施	ソフトホール大会	В	実施している。
財務	管理運営経費の削減	・管理運営経費を年間8,759 千円以下	適切	В	適正な運営がなされている。
	人身事故に関するもの	・補償を伴う事故発生件 数0件	0件	В	事故発生の報告なし。
	事業報告の適切さ	・事業報告の〆切厳守	適切	В	報告日までに 報告されている。
	危機管理体制の整備	・危機管理マニュアルの 職員周知	適切	В	適切に実施されている。
	安全確保の取組	・AED講習会等の年1回 以上の実地	実施なし	С	実施していない。
業務	事故防止の取組	・設備, 備品等の日常点 検及び定期点検による事 故防止対策の実施	適切	В	適切に実施されている。
	関係法令の遵守	・個人情報保護,情報公開及びコンプライアンスに対する職員周知	適切	В	適切に実施されている。
	業務仕様書等に定める 事項の遵守	業務仕様書等に定める 事項の遵守	適切	В	適切に実施されている。
人材	配置人員のスキルの習 得度	・職員研修を年2回以上実 施	実施なし	С	実施していない。

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない
- ※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメ ント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていな ければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

指定管理の初年度につき、H26年度は施設整備と安全確保に努めてまいりました。 グラウンドが新しいことにより石浮きが多く見られた為、石拾い作業を多めに行い整備いたしました。

無人の施設のため、巡回をしたり、利用者との連絡用に掲示板を作成したりしました。

平日利用は少ないですが、土・日・祝日の利用は90%を超えています。

AED講習会は、H27年度に実施したいと思っています。

見 所 管 課 に 総 評 価 所 ょ る

指定管理初年度であったが、利用者数について14,055人と目標を大きく達成した。

稼働率については目標を下回ったが、土・日・祝日の利用は93%と良好な結果となっている。

以上のことから、指定管理者として概ね優良であるといえる。